

報徳仕法の地域再生—相州片岡村・克讓社仕法—  
Regional revitalization by the Hotoku Shiho  
—Hotoku Shiho of Kataoka village and Kokujo-sha—

早田旅人  
Tabito Hayata

### はじめに

報徳仕法は、二宮尊徳（1778～1856）が創始・指導した荒村復興・財政再建・家政再建のための手法である。近世後期、関東地方を中心に荒廃や財政難に悩む領主や村々の間に広まり、近代には報徳運動として全国的に広まった。

報徳仕法における財政運営上の原理は「分度」「推譲」といわれる。「分度」とは全収入のうち自己のために使う限度額のこと、多くは数年間の平均収入額を基準に定められる。「推譲」とは全収入のうち「分度」を超えた余剰分で、借財返済や村・地域復興の原資にあてられる。「分度」「推譲」はとくに領主や富者など社会的強者に実践が求められた。これにより富の再分配を促し、底辺からの経済復興を目指した。ここでは二宮尊徳の指導を受けて相模国大住郡片岡村（神奈川県平塚市）の地主大澤市左衛門・小才太父子により始められた片岡村と克讓社の報徳仕法を概観する。

### 1. 片岡村仕法

(1) 片岡村と大澤家 相模国大住郡片岡村は、旗本高井氏知行地で、村高 728 石余、そのうち田が 7 割強を占める水田中心の村であった。延享 4 年（1747）の家数・人別は 60 軒・288 人であったが、報徳仕法実施時の天保 9 年（1838）には 49 軒・247 人に落ち込んでいた。また、村内の 3 割強の家が所持石高 1 石未満の零細農で、村民の 2 割強が江戸や他村へ奉公稼ぎなどに流出しており、村は荒廃の様相を呈していた。

一方、報徳仕法を実施する大澤家は、天保 9 年の所持石高 311 石の大地主であった。その所持地の 8 割は片岡村にあり、村高の 3 割強を占めた。しかし、大澤家の所持地は 18 世紀後半以降、村の荒廃が進むなかで村民が手放した土地を取得して急激に増加したものであり、小作の担い手が足らず、小作米の不納が多く、地主経営は不安定であった。大澤家にとって、かかる地主経営をいかに安定させるかが課題であったが、それはいかに村から流出した村民を村に戻し、人口増加と農業生産を復興させるかという村落復興の課題と表裏した課題であった。そして、その方策に苦悩していたところ、縁戚の伊勢原村（神奈川県伊勢原市）の商人加藤宗兵衛から小田原藩の飢民救済・復興仕法に携わる二宮尊徳の情報を得たのである。

(2) 片岡村仕法の開始 天保 9 月、大澤市左衛門・小才太父子は小田原に滞在する二宮尊徳を訪れ、片岡村での報徳仕法の実施・指導を歎願した。尊徳はこれを断るが、「村衰退の根元は貧富間の不和にあり、富者が儉約してその分を譲り、貧しい善人から先に暮らしを建て直してやれば、自然に村は立ち直る」と説いた。大澤父子に富者としての貧者救済の必要性を訴え、父子の仕法に向けた熱意を試したのである。この教諭に大澤父子は

「余りあるもの者、足らざる者を補うの天理」を得心して改心し、帰村後早速、困窮者の高利借財の無利息借り換えなどの仕法を試験的に実施した。この試験的仕法の実施により、大澤父子は尊徳に認められ、天保 11 年～嘉永 2 年（1849）の 10 年間、尊徳の指導を得て本格的な仕法が開始された。この 10 年間に実施された仕法資金は計 3545 両余で、大澤家に収納される小作米や借入金、仕法事業で融資する無利息貸付金の返済金などが財源となった。これらの資金をもとに、耕作出精人に無年貢耕作地を貸与する耕作出精作取田畠助成金の給付、就農希望者・他所奉公の者の帰農をはかる農具助成金の給付、借財整理や耕地の買い入れ・買い戻しなどに使用される無利息貸付金の融資など諸事業が展開された。この間、大澤市左衛門が没したが、小才太が遺志を継ぎ、仕法は続けられた。

これらの仕法事業により弘化 2 年（1845）には「当村の儀はあらまし立ち直り候」と評されるようになった。所持石高 1 石未満の零細農が減り、村の階層構成が底上げされた。他所奉公をしていた人々が次々と帰農し、嘉永 5 年には人口が 272 人に増加した。これらにともない大澤家への小作米の不納も激減した。

こうした成果は、当該期の穀物価格の上昇傾向による人々の帰農・帰村志向を背景に、報徳仕法の諸施策が帰農を希望する下層民を対象としたことでもたらされた。また、それを可能にしたのが大澤家の経済力であった。大澤家は小作米を仕法事業として村に再分配することで村の活性化をもたらした。また、大澤家は近隣に住む縁戚の豪農商に報徳仕法を通して家政再建の資金を融資していたが、融資を受けた彼らも居村で困窮者救済仕法を実施した。これは大澤家縁戚の豪農商の救済であるとともに、片岡村から周辺地域へ彼らを核とした報徳仕法のネットワークの形成・拡大でもあった。

## 2. 克譲社仕法

嘉永 3 年（1850）3 月、大澤小才太・勇助・政吉・上野七兵衛・陶山半次郎の兄弟は「家株永安相続議定書」を作成した。これは、仕法の成果で大澤家に収納されるようになったかつての小作米の不納分を、仕法資金として永続的に確保することを定めたものである。これにより大澤家の収納小作米のうち約 2 割を仕法財源とする「分度」「推譲」の基準が定まったが、大澤家の実質収入は仕法実施以前より減少することになった。大澤家は自らの利益よりも報徳仕法による村人と共生し安定・永続した地主経営を志向したといえる。さらに、嘉永 5 年には兄弟が養子先の各村で実施していた報徳仕法を「克譲社」として合流・結社させ、新たな仕法を実施した。これにより、各村での困窮者救済とともに報徳・血縁で結ばれた彼ら豪農商の互助による村を超えた地域経済の保守・再生を目指した。しかし、慶応 4 年（1868）の維新動乱の影響で、克譲社仕法は抛出金を割り戻して終焉する。

おわりに

片岡村仕法には二つの側面があった。一つは大澤家の家政改革と表裏した村復興策の側面で、大澤家の所持地・小作米を仕法財源化し、帰農を志向する人々の要求に合わせて富を再分配した。もう一つは、大澤家縁戚の家政改革を支援する豪農商間の互助という側面で、これにより報徳仕法は村を超えて伝播し、克譲社仕法へとつながった。克譲社仕法はこの二つの側面を統合させ、豪農商の連携による地域経済の保守・再生をはかるものであった。そして、そこには「余りあるもの者足らざる者を補うの天理」といった尊徳の経済倫理観念があり、報徳仕法は、それを経営手法化して地主経営に導入し、富の再分配による家・村・地域の復興を目指し、それを広めるものであった。